令和5年度第1回広島県公務災害補償等認定委員会議事録(概要)

- 1 日 時 令和5年11月7日(火)から11月10日(金)までの間 (個々の委員に持ち回る方法により開催)
- 2 委 員 野田委員長、西委員、檜山委員、小川委員、岡田委員
- 3 議 題 諮問事案について
- 4 担当部署 広島県総務局福利課補償グループ TEL (082) 513-2265
- 5 会議の内容

[諮問事案について]

次の非常勤職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて審議し、「審議結果」のとおり取り扱うことが適当とされた。

事案番号	被災職員の所属	災害の概要	傷病名	審議結果
1	総務局	退勤のため、庁舎の階段を下りていた際、踊り場で足を滑らせ、転がりながら転落し負傷したもの。	左 足 関 節 捻 挫、左手関節 捻挫	公務上の 災害
2	健康福祉局	公用車の中で一時保護を拒否していた児童の説得をしていたところ、児童が車外へ出ようとしたため、児童の制服を左手で掴んだが、児童の制服を掴んだまま、車外に出た児童に引っ張られ、地面に身体を打ち、うつ伏せで倒れたもの。	左肋骨亀裂骨 折、左骨盤打 撲	公務上の 災害
3	総務局	業務遂行中に、坂道を自転車を押しながら歩き、左折しようとしたところ、曲がり角にある溝に気付かずバランスを崩し、左側にあった塀に左側頭部を打ち付けたもの。	左側頭部裂創、左側頭部打撲	公務上の 災害
4	土木建築局	帰宅途中、歩道を移動していた際、 落ちていた液体か何かに右足が滑り 転倒したもの。	左膝蓋骨骨折	通勤災害 該当

帰宅途中、通勤経路上の店で生活 用品を購入するため、通常下車する バス停のひとつ前のバス停で下車し ようとした際、左足を捻った状態で 着地し転倒したもの。		通勤災害 該当
---	--	------------